

在外選挙人登録（ビデオ通話を利用した本人確認及び申請書類の原本確認）

次のいずれかの条件を満たし、ビデオ通話を行う環境が整備されており、在外公館へ事前に必要書類を送付又は託送することが可能である者であり、かつ出頭が困難である旨、在外公館に申し出越した者について、本人又は同居家族等の出頭を免除し、ビデオ通話により本人確認及び申請書類の原本確認を行った上で、在外選挙人名簿登録申請を受け付ける（申請後の手続・交付方法は通常時と同様）。

- 1 現地政府による行動制限措置等の対象地域居住者（対象地域であれば近郊居住者も対象とする）
- 2 遠隔地居住者
- 3 領事出張サービスを実施できない地域に居住している者
- 4 その他在外公館長が認める者

申請者



① 申請者は、事前に申請時出頭免除願書原本、在外選挙人登録申請書原本、旅券写し、住所確認書類写しを住所を管轄する在外公館へ送付又は託送する。

在外公館



② 在外公館は、郵送された書類の情報が在外公館保有の情報（旅券・在留届情報）と一致することを確認した上で、申請者とビデオ通話の日時を調整する。

③ ビデオ通話を実施。申請者は画面上に旅券原本、住所確認書類原本を提示する。在外公館は、画面上の申請者の顔及び旅券等の原本と、別途送付された書類を照合し、申請者と同一人物であること及び提出書類の原本確認を行う。

